

道路法第44条の2第1項の規定に基づき除去した道路上の違法放置物件を、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき、公告します。

平成19年6月14日

京都市長 榎本頼兼

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	屋台
形状	折りたたんでシートを被せた状態
数量	一式
放置されていた場所	京都市左京区田中飛鳥井町38番1地先
除去した日	平成19年6月13日
保管を始めた日	平成19年6月13日

2 保管場所

京都市左京区高野竹屋町4番地

3 連絡先

建設局土木管理部左京土木事務所

TEL (075) 791-9134

建設局土木管理部道路河川管理課

TEL (075) 222-3564

(建設局土木管理部道路河川管理課)